

と。行き過ぎた医薬分業を改め、「患者が信頼できるかかりつけ薬剤師のいる薬局」の整備が急務。

*医療事故調査制度について

各医療機関が実施する院内調査の報告書が、民事、刑事の裁判、責任追及に用いることに制限がないのは事実。当事者の過失や責任追及の判断材料にならない、純粋に医療安全対策に資するものとなるよう啓発や研修を重ねていく。都道府県医師会としては、支援団体として対応、準備をお願いしたい。

*専門医制度の進捗状況について

新たな専門医制度は、プロフェッショナルオートノ

ミーに基づき地域医療に貢献する設計であること、医師の偏在解消等に配慮したものであるよう養成プログラム、研修施設の基準要項等に明記されている。専攻医のキャリア形成、女性医師への対応も含めて、地域医療に十分配慮した形で制度設計を進める。現在各領域でプログラムの検討がされている。産科・婦人科が先行しているが、来年4～7月頃までにはでき上がる。決して拙速に決してはならないと考えている。地域でかかりつけ医として活動してきた先生方が、新たに総合診療専門医を目指す必要はない。

北海道医報へのご投稿等について

◇広報委員会◇

北海道医師会では、会員の皆さまから「学術投稿」「会員のひろば」等各種原稿を下記要領にて募集しております。是非ともご投稿いただきたくお願い申し上げます。

なお、写真作品のご投稿につきましては、ホームページに「フォトギャラリー」を設けておりますので、ご応募ください。

投稿要領

1. 原稿の締切

毎月10日までにいただいたものは原則として翌月号に掲載となります。ただし、「会員のひろば」については、受付状況により掲載号を決定します。
できるだけメール等の電子メディアでお寄せください。

2. 原稿の体裁と字数制限

- (1) 原則として横書きといたします。
- (2) 引用文以外は、すべて当用漢字、現代かなづかいを使用してください。
- (3) 誤字、脱字、明らかな間違い等は広報委員会において訂正いたします。
- (4) 1回の掲載紙面は、原則として2頁を限度とします。
医報1頁は約2,200文字です。ただし、タイトル、写真、図表等を含んでおりませんのでご考慮ください。
- (5) 長文原稿および連載物は、広報委員会にて採否決定の上で分割掲載、掲載号等を決めさせていただきます。

3. 原稿の訂正、返却

次の場合は、広報委員会の決定に基づき、執筆者に対し訂正を求めるか、または返却いたします。

- (1) 特定の個人・団体を誹謗、中傷する内容
- (2) 匿名の投稿
- (3) 本誌以外に既掲載のもの、あるいは投稿中のもの（二重投稿）
ただし、特に必要と認められる場合はこの限りではない
- (4) その他掲載に支障がある内容

4. ホームページへの掲載

特にお申し出のないかぎりホームページに掲載されますので、予めご了承ください。

連絡先：北海道医師会事業第一課
TEL 011-231-7661 FAX 011-252-3233
E-mail : ihou@m.douji.jp

